



昭和45年8月10日

No. 103

秋穂町広報



人口と世帯数

人口	9493人
男	4514人
女	4979人
世帯数	2360世帯

社会を明るくする大会

我が国の産業・経済の発展は驚くべきものがありましたが、反面良き伝統であつた隣人愛・社会連帯感が弱まり、青少年の非行・犯罪の防止・あるいは更生・保護に理解と協力を得ることがむずかしく、いわゆる家庭・学校・職場・一般地域社会と、すべての人々に密接な連携が欠けてきています。

そこで、皆んなで協力し社会連帯意識の向上に努め犯罪や非行のない明るい社会を築くよういろいろの機会と活動を通じて、住民全體の方々の理解と協力を得なければならぬのであります。

依つて、本町では七月二十四日午前九時三十分から中学校屋内体育館に於て、町内の各階層有志の方々のご参集を得て、第二〇回「社会を明るくする運動」秋穂町地区大会並びに秋穂町青少年健全育成夏季大会が開催され多くの方々のご理解を得られたものと思います。



……たばこは町内で買いましょう。……

○ 「とじこんで保存しましよう」

町消防団員

県総合防災訓練に参加



【写真は訓練現地で五徳工法をしている本町消防団員】

毎年県が行なっています。大がかりな総合防災訓練が七月二十二日午前七時より防府市佐波川総合堰上、下流で台風による水害および火災が発生したことを考え、急対策を中心として、水防・消防・警備・通信・救助・避難・広報等が実地に行なわれました。

秋穂町は、防府市と災害のときを考え、応援協定を結んでいますので、防府市の救援要請により、午前八時十五分現地に到着、提防に、きれつが入ったと見うことを考え、これにあたえました。

農地法の一部を改正する法律が成立し、45年10月1日から施行されます。改正法は、今後本格化すると予想される農地移動への布石という積極面と農地制度の秩序を回復するという二つのねらいがあり今後農業の規模拡大と農地の効率的利用発展が期待されています。

交通ルールを
知っているかいハイお巡さん横断は横
断歩道を渡りましょう

(3) 横断のしかた
ア 横断歩道のあるところ
横断歩道の上は法律によって歩行者は保護されています。近くに横断歩道、歩道橋や横断用地下道などがあるときは必ずそちらで横断しましょう。

イ 横断歩道のないところ
横断歩道のないところで横断するときは立正つて右、左、右とよく見て、車の切

(4) 横断する場合
交差点でも歩行者の横断は法律で保護されていますが、手をあげても車は急には止まらないのです。車が止めるのをたしかめてから渡ることが大切です。

エ してはならない横断
斜め横断
横断は、直角にまっすぐに渡ります斜めに横切るのは法律で禁じられています。運転者はつかれているばかりでなく

一、交通事故の防止はルールを守ることから対面交通とそのよい点事故防止のため人は右、車は左を通行する方法がとられ、これを対面交通歩行者、自転車とともにそれ相手に対面して通行するので、どちらも相手の動きを早く知ることができ、そのときに応じた運転や、安全に避ける

(2) イ 道路では歩道を通行すことができるといふ大きな利点があるので行なわれています。
ア 安全の第一歩は右側端道路によつて歩きましょう。歩道の区別のない道路では、人は右側端を歩きます。できるだけ右端によつて歩きましょう。

イ 道路では歩道を通行す

る。歩道の区別のある道路では、必ず歩道を歩かなければなりません。車道を歩くことができるのは、横断するときと工事などで歩道が通れないときだけです。

歩くときに注意しなければならないことはおしゃべりや、ふざけたりして歩かないこと。

横にひろがらず一列になると。よそ見や、本などを眺みながら歩かないことを。急にかけだしたり、人をかきわけて歩いたりしないこと。車道寄りはできるだけさきて歩くことなどです。

ウ 交差点での横断
信号機のついている交差点で横断する場合、「赤」とまれ「青」すすめの信号によって横断しますが、すすめのときでも左、右に曲つてくる車がありますので曲つてくる車には手をあげて、車が止つてから渡るようになります。

オ 横断のできないところ

横断をしてはいけないところには、国のように道路標識がたつています。このようなところでは運転者は、歩行者は横断しないものと安心して走つているの安撫するときは、必ず車を起すことになります。

交通事故を防ぐために！

(第一回)

れ目みて、手をあげるか、黄色い旗、ハンケチを振るなどして運転者によくわかるようにしてから横断しましょ。

車のすぐ前すぐ後の横断歩道や交差点以外のところで、車のすぐ前や、後の横断は禁じられています。

横断矩離も長く、車道に長くいることになりまた車に背を向けることもあります。

歩く人には車の速さはわからず、歩行者には車の速さや遠近が歩行者にはわかれません。遠くにいると思ったのが案外近くにいて、また速度も速く、事故になつたといふこともあります。

夜間は特に注意しましょ。

ウ 交差点での横断
信号機のついている交差点で横断する場合、「赤」とまれ「青」すすめの信号によって横断しますが、すすめのときでも左、右に曲つてくる車がありますので曲つてくる車には手をあげて、車が止つてから渡るようになります。

オ 横断のできないところ

横断をしてはいけないところには、国のように道路標識がたつています。このようなところでは運転者は、歩行者は横断しないものと安心して走つているの安撫するときは、必ず車を起すことになります。

エ 夜間の注意

雨の日の注意

カサなどで見通しが悪くなる。

自動車などの音が雨のためきこえない。

道路はすべりやすい。

ぬかるみに注意が行き

他の交通に対する注意

力が低くなる。

運転者は、雨のため視

界がせばまる。夜は特

に見えにくい。

雨の日は

ふだんより早目に家を出る。

カサは正しく持ち視界

をさまたげないように

服装はできるだけ明る

い目立つものを、また

活動しやすいものにす

る。

持ち物は少なくする。

などの配慮をする必要があります。

家屋の煙霧消毒を実施しましよう！

町内各地で家屋の煙霧消毒が実施されています。煙霧消毒とは、殺虫剤を煙の状態にして屋内のすみずみまで薬を通し、はえ、蚊、油虫、などの衛生害虫を駆除する最も手軽で効果的な方法です。衛生害虫が最も活動する五月と九月までは、一ヶ月に一回程度実施するのが理想です。まだ一度も実施されていない地区は是非早く実施して下さい。消毒機械は、差しつかえのない限りいつでもお貸しいたしますので、部落で協議の上申込み下さい。

尚煙霧消毒に際しては、次のことにご注意下さい。(1) 食物に薬がかからないように、冷蔵庫又は密閉できる容器に入れるか、一時外出して下さい。

食器類には新聞紙又はビニール等でおおいをし、あとよく洗ってから使用して下さい。

(2) 家の中の各部屋の障子や、ふすま、物置きや押入れなどの戸は開けておき葉が中によく入るようになっておいて下さい。

家の外側は、家の中に吹き込んだ薬が逃げないように、雨戸などよく閉めておいて下さい。

(3) 消毒は入口などからしまます。葉の吹込み時間は、家屋の大、小、にもよります。

（4）消毒後は約一時間ぐらいいそのままにし、家中に入らないで下さい。

（5）機械を操作する人は、マスクをかけて薬を吸い

込まないようにして下さい。

一お知らせ—

乳幼児相談

8月13日（大海支所）

時間は午後1時30分からです。乳幼児のおられる方は母子健康手帳を持

つてお気軽にいで下さい。

一般住民間接撮影

8月24日小浜地区／中道

8月25日大河内北地区／浜内地区

8月26日花香南地区／祇園町地区

8月27日上本町地区／西天田地区

8月28日東天田地区／町役場まで

午後1時30分からです。

鳥・獸は保護しましよう

鳥獸保護法により、鳥や

権として漁業協同組合の管

理にゆだねられています。

これは漁業権侵害の違反行為でありました山口県漁業調

等定着性水産動植物は漁業権として漁業協同組合の管理にゆだねられています。漁業者以外の者がこれら定着性水産動植物を採捕することは漁業権侵害の違反行為

として定められた規則に定める資源保護規定にふれる危険も含んでおりませんので無許可採捕のないようお知らせいたします。

農業のBHC・DDTの使用禁止

人体に悪い影響の恐れがあります。BHC・DDTの使用が禁止められました。

農業のBHC・DDTの使用が禁止められました。

人体に悪い影響の恐れがあります。

農業のBHC・DDTの使用が禁止められました。

人体に

山のみどり町のみどり 庭のみどりをたいせつにしましょう!!

植えられた樹木は私たちの手入れをまっています。

さあみんなそろって植林地や街路樹

公園、庭木の手入れをしましょう。

庭木・花木類の手入

季節	区分	肥 培 管 理	剪 定 整 姿
春 (3月～5月)		<ul style="list-style-type: none"> 庭木花木類の植えつけの好期 (針葉樹、常緑広葉樹3月～4月中旬) (落葉樹3月上旬まで) 春たけのこのでモウソウチクなど4月 花の終った花木類への施肥 庭木の添え竹、支柱の取替えと修理 防寒の取り除き(3月) 雑草の取り除き 芝の植えこみ(3月から)と芝生の手入れ (目土入れと施肥、3月第1回刈り込み5月) 常緑樹の植えつけ(6月上旬～7月上旬の梅雨どき) 亜熱帯植物(ユッカ、ドラセナ、フエニックスなど)の植えつけ(6月～7月上旬) 	<ul style="list-style-type: none"> 生垣、刈りこみものなどのこみ枝、徒長枝の整理と枯枝、枯葉の取り除き(3月) 花の終った花木類の剪定 ササ類のシンボリ マツ類のミドリ摘み(5月上旬～中旬) グロマツの芽つぶし(5月下旬～6月上旬) その他庭木の剪定、整姿(5月) 生垣などの刈りこみ(5月下旬から) 生垣、玉物など整形樹の刈りこみ(6月)
夏 (6月～8月)		<ul style="list-style-type: none"> 芝生の手入れ(刈りこみと施肥月1回散水および除草) 庭木の乾燥予防のための灌水、敷藁(7月～8月)と暴風雨予防のための支柱たて(7月) 皮がうすい木で皮やけの心配のあるものの幹巻き 	
秋 (9～11月)		<ul style="list-style-type: none"> 庭木、街路樹などの暴風雨予防のため剪定と支柱たて(9月) 秋タケノコのでの寒竹やなりひら竹などの植えつけ(9月) 常緑樹の植えつけ(10月中旬～11月上旬) 園内の除草、灌水、落葉集め 亜熱帯植物(ゾテツ、ユッカ、シュロチクカンノンチクなど)の霜除け(11月) 芝生の手入れ(刈りこみ施肥9月および除草) 	<ul style="list-style-type: none"> 常緑広葉樹の剪定、整姿(10月から主として伸びすぎた土用芽の剪定) 生垣の止め刈り(10月) 花木類(晩秋から早春にかけて咲くものを除く)の剪定(10月から) マツ、ヒノキ、ヒバなどの古葉、枯葉とり(10月～11月) 庭木の外科的手術(10月)
冬 (12月～2月)		<ul style="list-style-type: none"> 一般庭木、花木類への寒肥(遮効性肥料1月～2月) 霜よけ、雪よけなどの手入れ(1月) 落葉樹の植えつけ(発芽の早いモミジ、ヤナギなど2月下旬から) 芝生の手入れ目土入れ施肥(12月～1月)および除草 	<ul style="list-style-type: none"> 落葉、広葉樹の剪定(厳寒期をさける)